

所得税の 確定申告は お早目に

2月16日
↓
3月16日

昭和五五年分の所得税の確定申告の受付期間は二月一六日から三月一六日までです。毎年三月一〇日前後になりますと、税務署の窓口は大変混雑し、落ちついて相談ができなかつたり、長時間お待たせすることがあります。申告と相談は、できるだけお早めにお済ませください。所得税はあなた自身が所得を計算し、税金を算出して納付する申告納税制度をとっております。そして確定申告は、いわばあなたの昨年一年間の総決算に当たります。



納税相談日程

場所

油谷町役場三階大会議室

相談日

三月四日(水)・五日(木)

受付時間

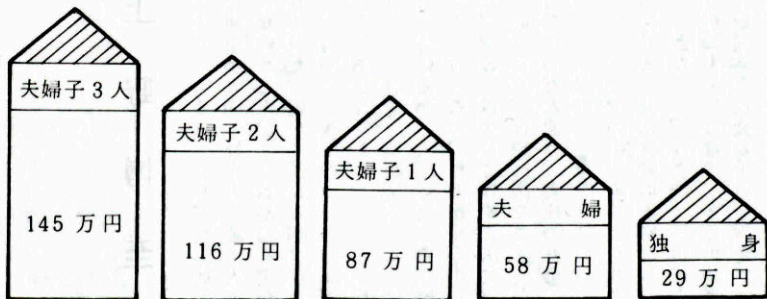
午前九時から一六時まで

確定申告を しなければならぬ人

〈一般の人〉

- ・ 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
 - ・ 地代、家賃、配当、譲渡などの所得のある人
 - ・ 五五年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除(二九万円)配偶者控除(二九万円)扶養控除(一人当り二九万円)その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。
- 昨年、新しく開業された人や昨年まで申告義務のなかった人は、

もう一度所得を確かめてみてください。五五年分の所得金額が、次の額を超える場合には申告が必要です。



また、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除及び事業専従者控除があれば、更にこの金額に上積みになります。なお、所得税の申告(税務署)をされれば、町民税の申告手続は必要ありません。

サラリーマンの場合

サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。

- ・ 給与の年収が一千万円を超える人。
- ・ 給与以外の所得が二〇万円を超える人。
- ・ 二か所以上から給与をもらっている人。

還付を受けるための 申告は早目に

確定申告の必要がない人でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納めすぎになっている人は、還付を受けるための申告ができます。

特に、次のような人は、税金が納めすぎになっていないかどうかを確かめてください。

1. 所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などがある人。
2. 給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅取得控除などを受けることができる人。

また、途中で退職した後就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人。

3. 予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人。還付の申告は、二月一六日以前でも受け付けています。申告書は「申告書の書き方」などのパンフレットをじっくり読んで、自分で書いてみてください。意外と簡単にできます。
- また、今年から還付される税金を金額の多少にかかわらず、銀行等の預金口座へ直接振込むことができるようになりました。従来どおり、郵便局での受け取りもできます。

所得控除一覽表 (主なもの)

基礎控除	二九万円
配偶者控除(一般)	二九万円
扶養控除(老人)	三五万円
扶養控除(一般)	二九万円
扶養控除(老人)	三五万円
障害者控除(同居老親等)	四〇万円
障害者控除(一般)	二三万円
老年人、寡婦、勤労学生控除(特別)	三一万円
社会保険料控除	二三万円
生命保険料控除	支払額的全額
損害保険料控除	最高五万円
(短期)	最高三千元
(長期)	一万五千元
(短期と長期がある場合)	最高一万五千元
医療費控除	最高二〇〇万円